表３　衣浦港３号地廃棄物最終処分場 埋立処分料金

（単位：円/トン）

区　　分				単　価
産業廃棄物	主として安定型区画に処分	廃プラスチック類※	溶融固化物	16,100
			その他	61,000
		ゴムくず※		61,000
		金属くず※		11,200
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※	海面に浮くもの	76,300
			その他	10,700
		がれき類※	海面に浮くもの	76,300
			その他	10,700
	管理型区画に処分	自動車等破砕物	溶融固化物	15,700
			その他	76,300
		燃え殻		15,700
		無機性汚泥		15,700
		鉱さい		12,100
		ダスト類		16,000
		第13号廃棄物		16,000
一般廃棄物		燃え殻		15,700
		ばいじん		16,200
		溶融スラグ		15,700
		その他		15,700

注１）　埋立処分料金は、単価に計量重量（最小単位10キログラム）を乗じて算出する。

注２）　埋立処分料金には、別途消費税が課される。

注３）　産業廃棄物にあっては、別途産業廃棄物税（１トン当たり1,000円）が課される。

注４）　※の品目のうち海面に浮くものは、当分の間、受け入れない。